令和８年（フ）第１０４４号
東京都立川市羽衣町２丁目48番３号プランドール・カーサ105号
破産者　小川　貴行
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３６９号
東京都八王子市北野町534番地５ハイツ東山Ｂ棟303号
破産者　下山　友明
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４４９号
東京都町田市小川６丁目８番１―510号
破産者　川畑　康子
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２号
石川県能美市大長野町ハ158
破産者　株式会社だるま食品（旧商号　株式会社ＭＡＫＴ　ｃｒｏｗｎｉｎｇ）
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所小松支部

令和６年（フ）第７３号
滋賀県長浜市千草町43番地３
破産者　株式会社オールワン
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

令和７年（フ）第４９号
滋賀県長浜市北船町３番24号
破産者　有限会社ヤマサキ
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

令和８年（フ）第１号
鳥取県境港市上道町167番地
破産者　有限会社イーエスフーズ
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第１４号
福岡県飯塚市下三緒1001番地８
破産者　田中　賢一
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和７年（フ）第２３号
青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切沢60番地1129号
破産者　株式会社北日本プラント
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所十和田支部

令和８年（フ）第１２７５号
北海道江別市向ヶ丘56―９
破産者　合同会社ふれ愛
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２１５号
岩手県滝沢市根堀坂610番地17
破産者　株式会社鳳
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第７８２号
埼玉県鴻巣市下谷1334番地
破産者　有限会社パン工房
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第３７号
千葉県山武郡横芝光町古川256番地55
破産者　土佐起代子
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第１１６号
千葉県大網白里市季美の森南三丁目３番地21Ｂ
破産者　ＣｏＣｏＧａｒｄｅｎ株式会社
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第９４号
長野県塩尻市大字広丘郷原1764番地242
破産者　株式会社ユーセフモータース
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第１８９号
名古屋市東区葵１丁目７番１号
破産者　株式会社ナヴァ・プラントウデザイン
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５２８号
名古屋市天白区野並１丁目１番地の２　コーポ華102号
破産者　有限会社シューエイ
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第７６２号
愛知県弥富市加稲２丁目10番地
破産者　株式会社ＶＩＳＥＯ
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第９６６号
愛知県日進市岩崎町岩根54番地２
破産者　株式会社ＳＵＮＮＹ　ＵＰ
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第９３８号
大阪市天王寺区舟橋町15―21
破産者　株式会社シティホーム
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２１７９号
大阪市西成区鶴見橋３丁目４番22号
破産者　有限会社アートパネルヨシダ
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２２０９号
大阪市東住吉区駒川４丁目１番８号駒川松岡ビル703
破産者　Ｓｎｏｗｙ　Ｍａｇｉｃ　Ｊａｐａｎ合同会社
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部